

名古屋税関コンテナ検査センター 貨物検査場

(営繕事業)

説 明 資 料

平成 19 年 2 月 20 日

営 繕 部

目 次

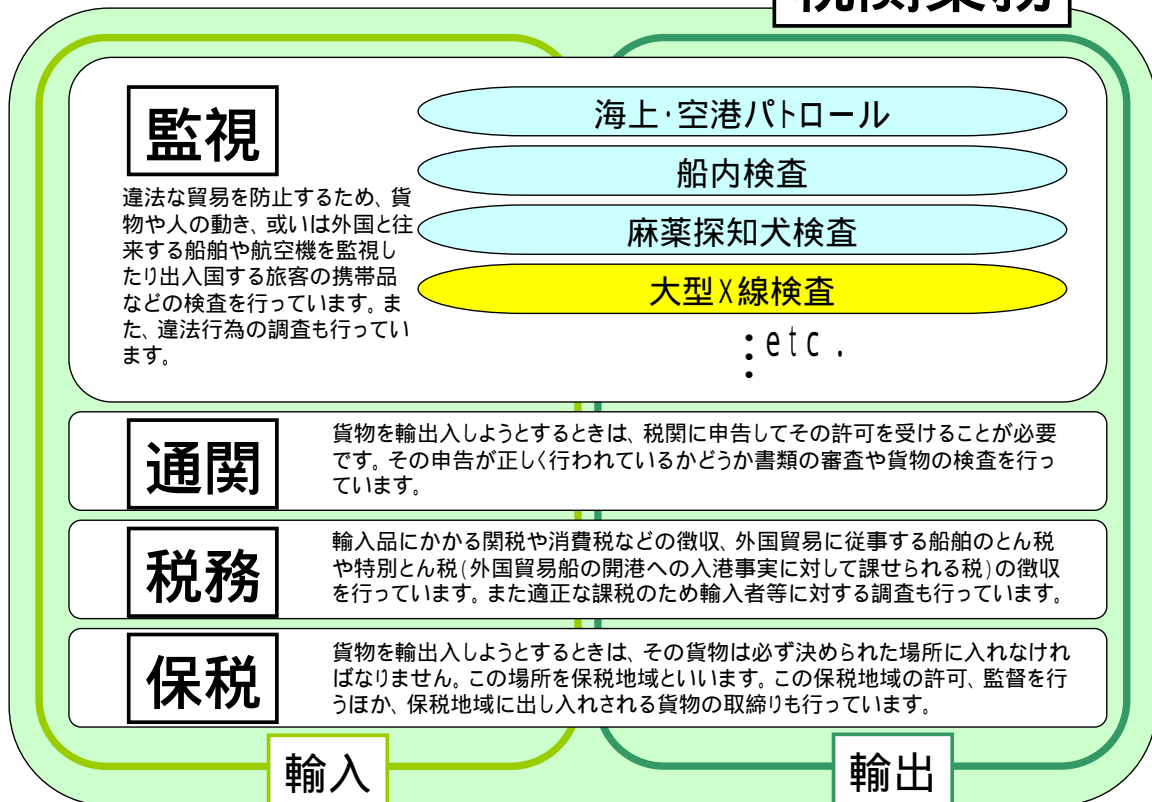
名古屋税関コンテナ検査センター 貨物検査場の事後評価

1) 建物の概要及び事業の目的	1
・ 税関の業務概要	
・ 輸入貨物の税関手続きの流れ	
・ 輸入貨物の税関の審査・検査	
・ コンテナ検査センターの検査状況例	
・ 施設整備当時における社会的背景	
・ 名古屋税関 所管施設 位置図	
・ 貨物検査場整備前の問題点	
・ 事業の目的	
・ 施設概要	
2) 事後評価の項目	6
(1) 事業の効果	6
費用便益分析（定量評価）	
その他の効果（定性評価）	
(2) 事業の妥当性	7
・ 事業完成後の社会経済情勢の変化	
・ 評価指標の各項目に関する 社会経済情勢等の状況確認	
・ 評価指標による評点の算出	
3) まとめ	9

1) 建物の概要及び事業の目的

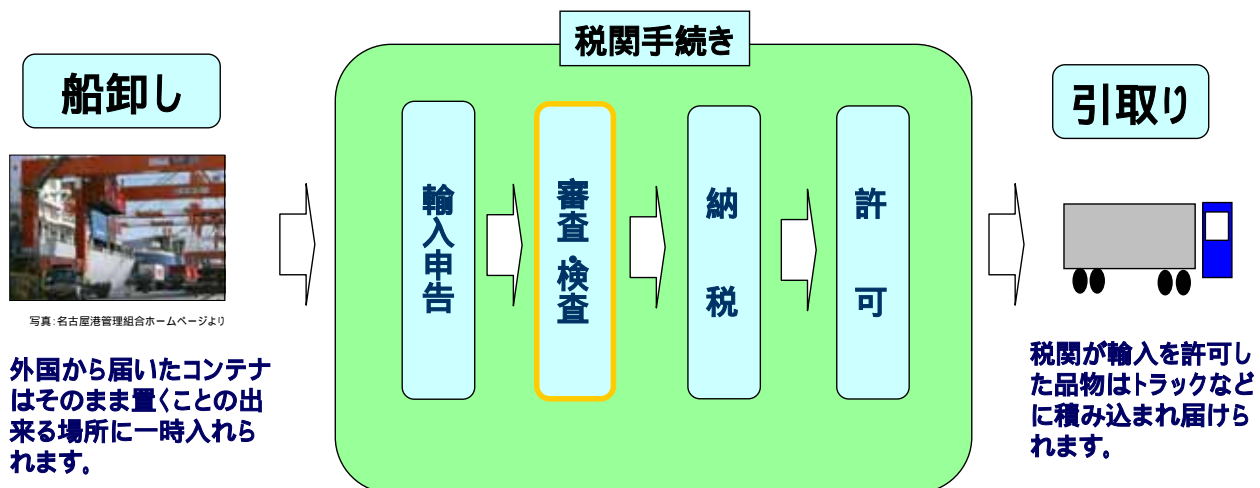
税関の業務概要

税関業務

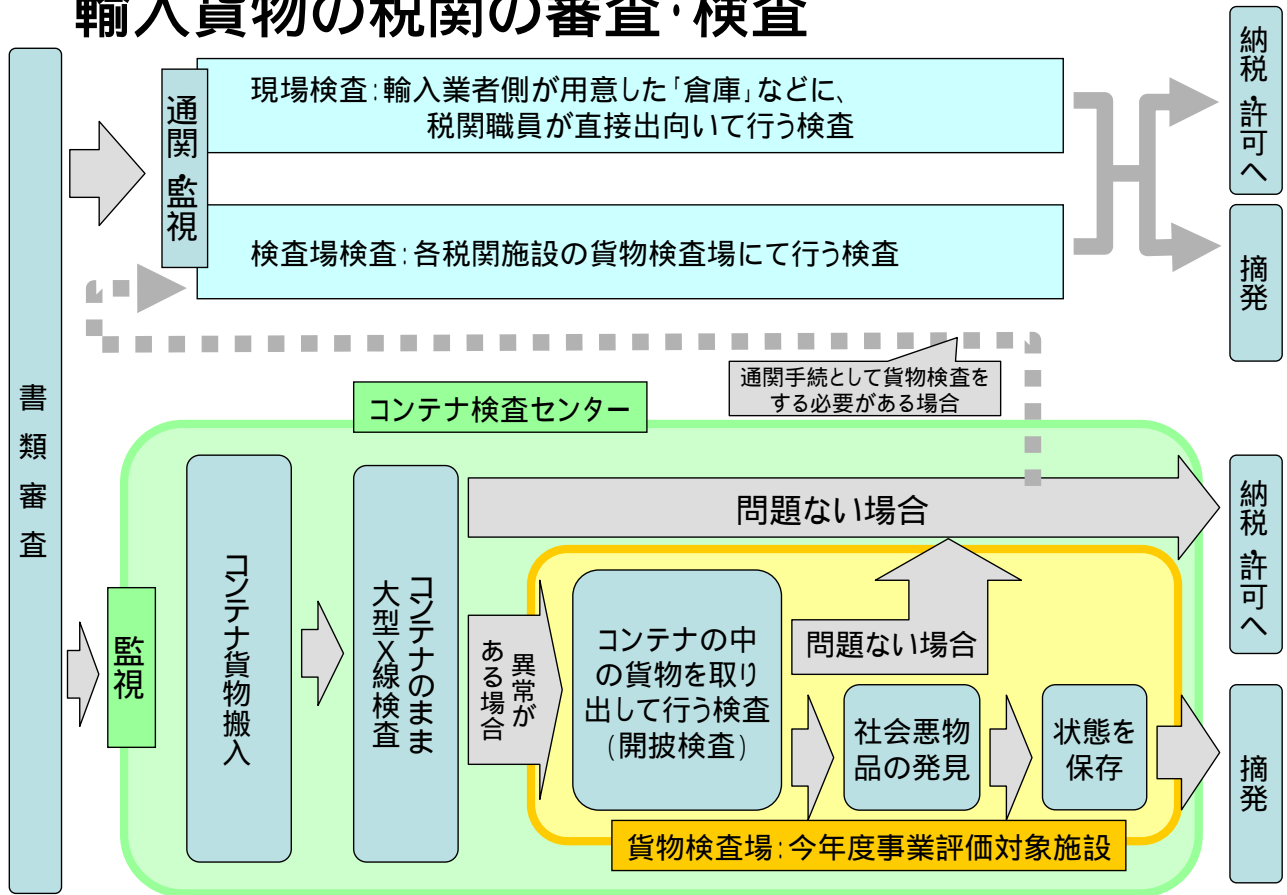


輸入貨物の税関手続きの流れ

税関は関税や消費税などの税金が正しく納められるよう、また、麻薬やけん銃などが持ち込まれないよう、輸入する品物を書類により審査したり、実際の品物を検査して輸入の許可を行っています。



輸入貨物の税関の審査・検査



コンテナ検査センターの検査状況例



施設整備当時における社会的背景

名古屋港におけるコンテナ貨物の増大

- ・外易輸出入コンテナ貨物量の増加
平成6年

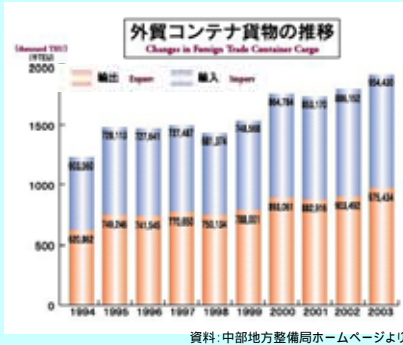
約122万TEU

平成15年

約193万TEU

(当時過去最高値)

TEU:20フィートコンテナ1個を1TEUと数える単位
20フィートコンテナ:幅高さともに2.4m長さ約6m



- ・飛島ふ頭南地区で国内2番目の国際海上コンテナターミナル(-16m)の整備
(平成17年供用開始予定)



新総合物流施策大綱の策定(平成13年7月閣議決定)

- ・入港してコンテナヤードを出る日数を平成17年度までに現状3日~4日から2日程度へ短縮

コンテナ貨物検査の強化

- ・第3次覚醒剤乱用期(H10)、米国同時多発テロ発生(H13)、盗難自動車等の密輸出の社会問題化
- ・コンテナ貨物の非開披検査である大型X線検査業務の迅速化に向けたコンテナ貨物の開披検査スペースの整備



X線検査状況

開披検査状況



写真(下):名古屋税関ホームページより

名古屋税関 所管施設 位置図 (名古屋港関連のみ)

経緯

- H11.11 西部出張所に コンテナ貨物対応の貨物検査場 設置
- H15.3 コンテナ検査センター (大型X線検査装置) 設置
- H16.2 コンテナ検査センター内に貨物検査場 設置

位置図凡例

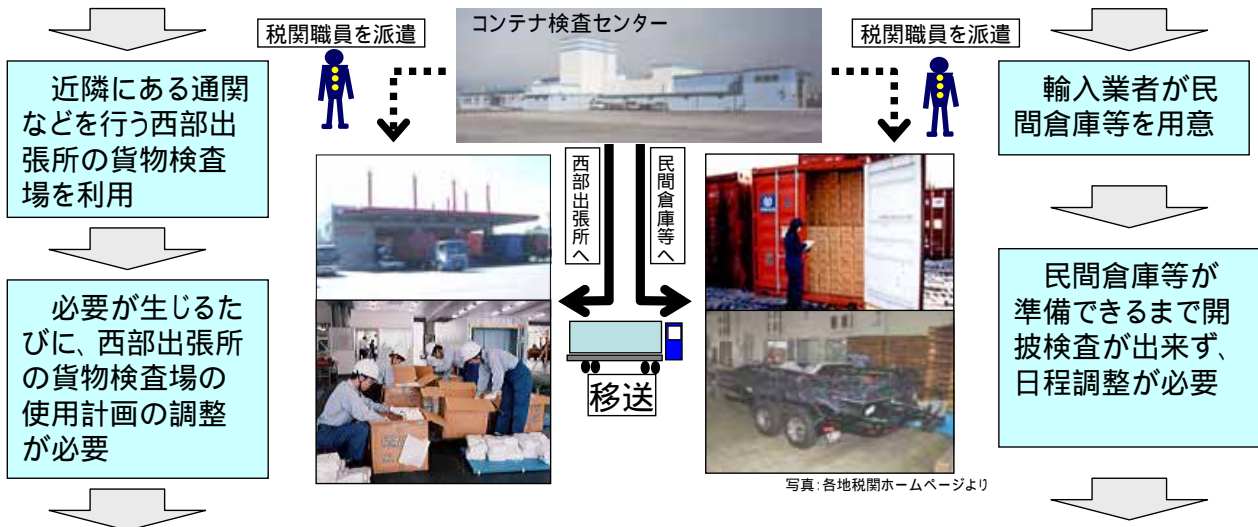
- コンテナ検査センター** 管轄:名古屋港
 - 名古屋税関本関 管轄:愛知・岐阜・三重・静岡・長野
 - 監視部稲永分庁舎 管轄:名古屋港
 - 稲永出張所 管轄:名古屋市区の内、稲永埠頭・10号地・11号地 地区周辺
 - 金城埠頭出張所 管轄:名古屋市区の内、金城埠頭 (の庁舎内)
 - 南部出張所 管轄:常滑市・東海市・知多市
 - 西部出張所 管轄:飛島村、弥富市
- と は監視を重点、 ~ は通関など一般税関業務を行う施設



名古屋港内 税関施設位置図

貨物検査場整備前の問題点

センター内に貨物検査場が未整備時に、大型X線検査で異常があり、コンテナを開ける必要がある場合



- ・開披検査まで保税地域に貨物を据え置くこととなり、貨物流通の停滞を招く
- ・輸入業者に移送手配や移送費用が別途追加される
- ・検査職員に検査場所までの移動が別途発生する
- ・この場合、他の貨物の検査計画の調整が困難となり、貨物流通に影響が出る
- ・この場合、輸入業者に貸倉庫の手配や賃貸費用が別途追加される

事業の目的

名古屋税関コンテナ検査センターに貨物検査場を増築する事で、輸出入されるコンテナ貨物における大型X線検査の迅速化と効率化、及び利用者の利便性の向上を図る。



写真：名古屋税関ホームページより

コンテナヤード



写真：名古屋税関ホームページより

検査状況

施設概要

名古屋税関コンテナ検査センター 貨物検査場

センター概要

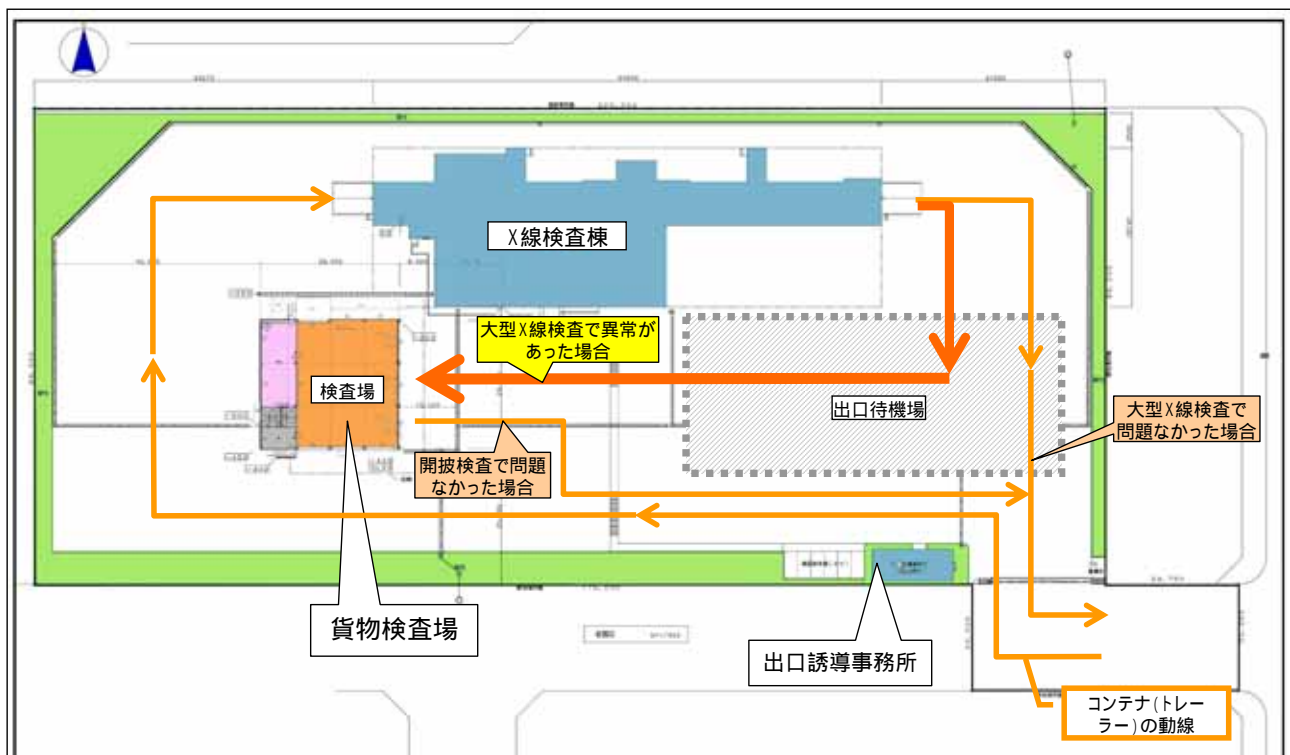
- ・事業場所: 愛知県海部郡飛島村西浜28
- ・敷地面積: 17,800㎡
- ・用途地域他: 工業専用地域
臨港地区(商港地区)
- ・X線検査棟他: 平成15年3月完成
(名古屋税関発注)

貨物検査場概要

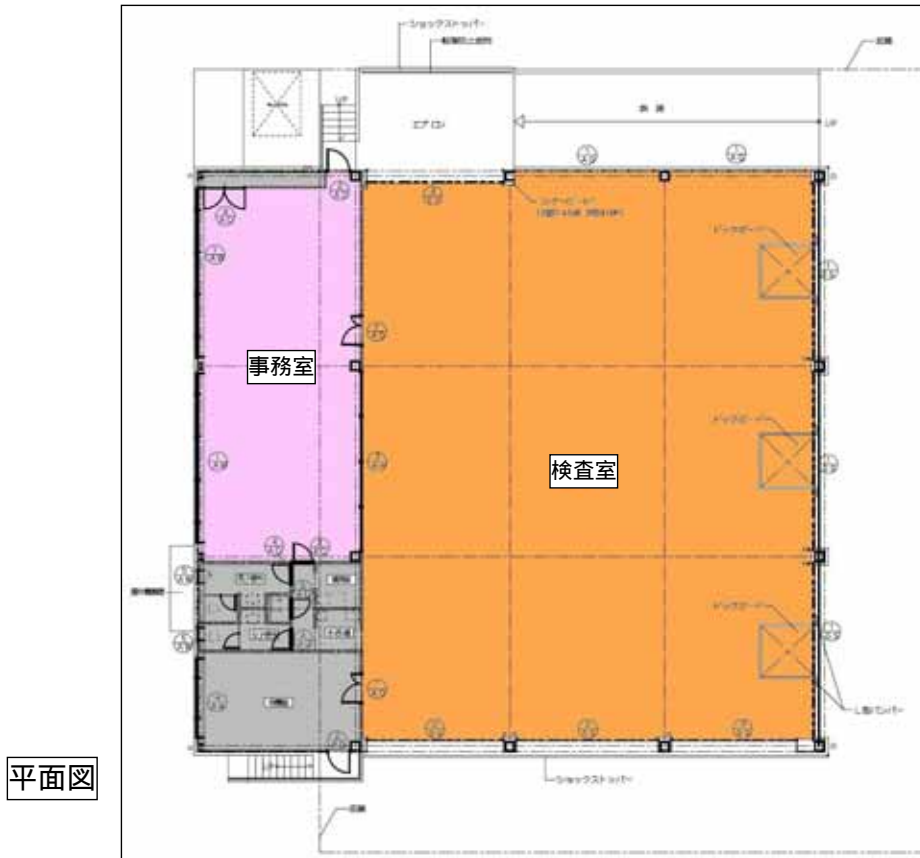
- ・構造規模: 鉄骨造平屋建て
- ・延べ面積: 879㎡
- ・総事業費: 181百万円
- ・特殊設備: 太陽光発電装置 太陽電池容量: 15kw
- ・工期: 平成15年8月～平成16年2月



コンテナ検査センター配置図と検査動線



貨物検査場 平面図



2) 事後評価の項目 (1) 事業の効果 費用便益分析(定量評価)

名古屋税関コンテナ検査センター 貨物検査場

(単位:千円)

イ. 費用 C with

	現在価値化
1. 初期費用	203,088
(1) 建設費	199,524
(2) 企画・設計関係費	3,564
(3) 解体費	0
(4) 土地取得費	0
2. 維持修繕費	447,418
(1) 修繕費	206,062
(2) 保全費	67,516
(3) 水道光熱費	173,840

費用 C with **650,506**

ロ. 費用 C without

	現在価値化
1. 維持修繕費	367,624
(1) 修繕費	147,147
(2) 保全費	46,637
(3) 水道光熱費	173,840

費用 C without **367,624**

ハ. 便益 B

	現在価値化	
1. 土地有効利用	0	
(1) 土地処分益	0	
2. 利用者の利便	459,042	
(1) 立地の改善	159,109	他の検査場所への移動不要効果
(2) 建物性能の向上	299,933	賃貸費用から算定した効果 282,680 清掃・光熱水費 17,253
(3) 合同化による効果	0	
3. 安全の確保	0	
(1) 事故・災害の縮小	0	
4. 環境への配慮	128	
(1) 地球環境保全への寄与	128	太陽光発電装置による CO2削減量 2,384kg-co2/年
5. その他の効果	0	

総便益 **459,170**

$$\begin{aligned}
 B / C &= \text{総便益} \div \text{総費用 (C with - C without)} \\
 &= 459 \text{ 百万円} \div (651 - 368) \text{ 百万円} \\
 &= 1.6
 \end{aligned}$$

その他の効果(定性評価)

名古屋税関職員にヒアリング調査

コンテナ検査センター貨物検査場の増築に関しては、通常行うアンケート調査の対象職員が少ないため、代表職員へのヒアリング調査を行った。

ヒアリング結果

検査形態の変化: 他の検査場検査・現場検査が大幅に減少

・利用者の利便性の向上

・輸入業者に民間倉庫等を用意する手配や費用、移送の手配や費用の追加が無くなった
・開披検査まで貨物を据え置くことによる、貨物流通の停滞を招かなくなった

・検査業務の効率性の向上

・西部出張所の貨物検査場の使用計画の再調整や、民間倉庫等が準備できるまでの開披検査の日程調整が不要となった

・検査職員の安全性の確保

・倉庫のある地域内ではフォークリフトの往来が激しく、検査職員における事故のリスクが大きかったが、検査場を整備する事で安全性が確保された

・担当者の立会頻度の増加による画像解析技術の向上

・検査場をセンター場内に増築することで、線画像検査担当者が容易に開披検査に立ち会うことができるようになり、同担当者の画像解析技術の向上に寄与している

以上のように今事業の実施による効果が認められ、効果の発現が概ね十分である。

(2) 事業の妥当性

事業完成後の社会経済情勢の変化

名古屋港をスーパー中枢港湾に指定 (平成16年7月)

スーパー中枢港湾:
近隣アジア主要港の近年の躍進によって相対的な地位が低下している我が国のコンテナ港湾の国際競争力を重点的に強化するため、中枢国際港湾などの中から指定し、実験的、先導的な施策の展開を官・民連携の下で行うことによりアジア主要港湾を凌ぐコスト・サービスの実現を図ろうとするもの。

「総物流施策大綱(2005-2009)」 策定(平成17年11月)

・目標(1) スピーディでシームレスかつ低廉な
国際・国内一体となった物流の実現
・同時に掲げられた
「今後推進すべき具体的な物流施策」
目標: 船舶入港から貨物引取りが可能となるまでのリードタイムを1日程度へ短縮

飛島ふ頭南地区で大水深かつ地震に強い 国際海上コンテナターミナルが平成17年度 供用開始

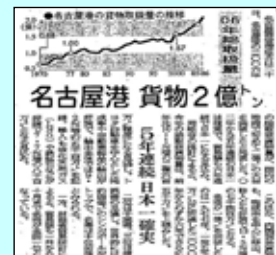
コンテナ検査センター

国際海上
コンテナターミナル

写真: 中部地整名古屋港湾
事務所ホームページより



名古屋港における 輸出入コンテナ貨物量は年々増加 (平成18年: 約250万TEU推計値)



H18.12.21付中日新聞より

コンテナ貨物の輸出入に関して名古屋港の税関業務の重要性は依然と高い。

評価指標の各項目に関する社会経済情勢等の状況確認

新規採択時評価の指標を利用して事後評価における事業の妥当性を評価する。
各項目についての状況を確認すると以下となる。

分類	項目	状況	係数
位置	用地取得の見込み	引き続き民有地を長期間借用可能である	1.0
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全において支障が無い	1.1
	アクセスの確保	周辺に道路等が整備済みである	1.1
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画等と整合がとれている	1.0
	敷地形状	敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している	1.0
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている	1.0
	敷地の規模	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	1.0
構造	単独庁舎としての整備条件	単独庁舎としての整備が適当である	1.0
	機能性等	特殊な施設で必要な機能等が満足されている	1.0

評価指標による評点の算出

各項目の状況を指標に示し評点を算出すると以下の通りとなる。

該当係数

分類	項目	係数					
		1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込み	使用済み又は現地建替	国有地の所轄替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込みあり				整備の見込みなし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している			敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている			規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要十分な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある			
構造	単独庁舎、合同庁舎としての整備条件		単独庁舎としての整備が適当			合同庁舎計画との調整が必要	合同庁舎計画としての整備が必要
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である			適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないいれがある、又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないいれがある

新規採択時評点: 121点

事後評価時評点: 121点

新規採択時と変わらず現在の社会経済情勢等に適合している。

3)まとめ

名古屋税関コンテナ検査センター貨物検査場は平成16年2月の事業完了後、3年が経過していることから、事業の効果及び妥当性を総合的に評価し以下の視点で対応方針原案を作成しました。
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化

・費用便益比(B / C)

事後評価時の投資効率性 = 1.6

事業効果の発現状況

次のような効果の発現が認められます。

- ・他の検査場検査や現場検査が大幅に減少したことにより、利用者の利便性の向上、及び検査業務の効率化が図られています。
- ・検査場を整備したことによって、検査職員の安全性が確保されています。
- ・検査場をセンター場内に増築したことで、線画像検査担当者が容易に開披検査に立ち会うことができるようになり、同担当者の画像解析技術の向上に寄与しています。

事業実施による環境の変化

・特にありません。

社会経済情勢の変化

- ・名古屋港をスーパー中樞港湾に指定(平成16年7月)
- ・名古屋港における輸出入コンテナ貨物量は年々増加(平成18年:約250万TEU推計値)
- ・総合物流施策大綱(2005-2009)策定(平成17年11月)
- ・飛島ふ頭南地区で国際海上コンテナターミナルの平成17年度供用開始
などコンテナ貨物の輸出入に関して名古屋港の税関業務の重要性は依然と高い。

対応方針 (案)

今後の事後評価の必要性

- ・事業効果の発現状況が概ね十分であり、社会経済情勢の変化にも適合していることから、事業の目的を果たしていると判断できるため、再度の事後評価の必要性はないと考えます。

改善措置の必要性

- ・事業効果の発現状況が概ね十分であり、社会経済情勢の変化にも適合していることから、事業の目的を果たしていると判断できるため、改善措置の必要性はないと考えます。

同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

- ・同種事業の計画・調査のあり方に関しては、当該事業の評価の結果、特に見直しの必要性はないと考えます。
- ・事業評価手法の見直しに関しては、引き続き検討を行っていく必要があると考えます。